

|| おくやみ窓口を設置します

☎ 市民課おくやみ窓口 ☎95-5255

死亡届の届出後に市役所で必要となる手続きをスムーズに進められるよう、7月1日(金)よりおくやみ窓口を設置します。手続きの負担を軽減するため、簡易な届出はできる限りワンストップで行えるようになります。利用するためには、事前に予約が必要です。利用日、予約受付日は土・日曜日、年末年始、祝日を除きます。

時 月曜日から金曜日の10時～、13時30分～、15時～

所 市役所 1階市民課

申 利用希望日の3開庁日前までに電話（予約受付時間は8時30分～17時）

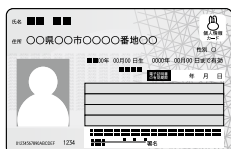
|| 証明書の申請や手続きには本人確認書類の持参を

☎ 市民課 ☎41-3311

住民票の写し、戸籍、印鑑などの各種証明書の申請や住所異動の手続きには本人確認書類（有効期間中のもの）の提示が必要です。持参していないと手続きができないこともあります。お困りの場合は、事前に相談してください。その他の手続きの本人確認の方法は、各担当に問い合わせてください。

いずれか1点提示

マイナンバーカード、運転免許証、旅券、在留カードなど顔写真付きの官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書



いずれか2点提示

健康保険証、介護保険証、年金証書など（官公署が発行した住所、名前などが記載された書類）



マイナンバーカードがあればコンビニでも各種証明書が取得できます

マイナンバーカードを利用して、コンビニに設置のマルチコピー機で各種証明書が取得できます。市外でも取得可能です。

時 毎日（12月29日から1月3日及び保守点検日を除く）6時30分～23時

所 マルチコピー機が設置してある全国のコンビニなど

|| テレビ電話通訳や電話通訳を行っています

☎ 地域協働課地域協働係 ☎95-9872

4月1日から開設している外国人相談窓口で、14言語で通訳できるテレビ電話通訳や電話通訳を行っています。

時 月曜日から金曜日（年末年始、祝日を除く）

●テレビ電話通訳

外国人相談窓口にあるテレビ電話で通訳します。

●電話通訳

専用ダイヤル（☎050-3133-4728）に電話すると通訳者につながります（通話料がかかります）。



通訳できる言語と時間

言語	時間
英語 (English)	8時30分～17時
中国語 (汉语)	8時30分～17時
韓国語 (한국어)	8時30分～17時
ベトナム語 (Tiếng Việt)	9時～17時
ネパール語 (नेपालीभाषा)	10時～17時
インドネシア語 (Bahasa Indonesia)	10時～17時
フィリピン (タガログ) 語 (Tagalog)	10時～17時
タイ語 (ภาษาไทย)	10時～17時
ポルトガル語 (Português)	8時30分～17時
スペイン語 (español)	8時30分～17時
ヒンディー語 (हिंदी, हन्दी)	10時～17時
ロシア語 (русский язык)	10時～17時
フランス語 (français)	10時～17時
ミャンマー語 (မြန်မာ)	9時～17時